

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年 3月29日

当麻町長 村 椿 哲 朗

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
当麻地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和4年3月29日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
当麻地区（個人 137経営体、法人 17経営体）
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業にて効果的に集積できる場合、農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方
担い手への集積・集約化、担い手の分散錯圃の解消、新規参入を促進して新規参入者に集積・集約化する。